

誓 約 書

登録、許可申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号（第56条第1項各号、第62条第1項第2号、第69条第1項第2号において準用する第62条第1項第2号、第70条第2項において準用する第62条第1項第2号）に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 浜松市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜粋）

第四十五条第一項（引取業者）

都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその引取業者の役員であった者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 五 第五十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業者に関し成年者と同一の処理能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

第五十六条第一項（フロン類回収業者）

都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

第六十二条第一項第二号（解体業）

- 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

第六十九条第一項第二号（破碎業）

破碎業許可申請者が第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

第七十条第二項（破碎業の変更）

前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（注）関係条文を抜粋したものですので、正確な文言については各自御確認ください。